（道路運送車両法の一部改正）

第九十二条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の四第一項中「納付されていないとき」の下に「（当該自動車重量税の納付につき、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十条の三第一項の規定による委託がされているときを除く。）」を加える。

（社会保険労務士法の一部改正）

第九十三条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

九　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

第十四条の七第四号を同条第五号とし、同条第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

第十四条の九第一項第二号中「第十四条の七第二号」を「第十四条の七第三号」に改める。

第十四条の十第一項第四号中「、第七号及び第八号」を「及び第七号から第九号まで」に改める。

（弁理士法の一部改正）

第九十四条　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第十号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第九十五条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項から第三項までを削り、同条第四項を同条第一項とし、同条第五項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十六条　銀行等保有株式取得機構の施行日前に開始した前条の規定による改正前の銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第五十八条第一項及び第三項に規定する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第九十七条　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一中四十四の四の項を四十四の七の項とし、四十四の三の項の次に次のように加える改正規定中「の税理士又は税理士法人に対する」を「又は第二項の」に改める。

第五十六条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一中二十五の項を削り、二十四の項を三十六の項とし、二十の項から二十三の項までを十二項ずつ繰り下げ、十九の項を二十七の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「又は税理士法人」を「若しくは税理士法人又は税理士であった者」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第九十八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

関税定率法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五号

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第〇七〇三・一〇号中

一　たまねぎ	一〇％

を

一　たまねぎ	
(一)　課税価格が一キログラムにつき六七円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額
(二)　課税価格が一キログラムにつき六七円を超え七三円七〇銭以下のもの	無税
(三)　課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの	一〇％

に改める。

別表第六一〇六・一〇号中

一　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	
(一)　しゆうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	九・一％
(二)　その他のもの	一〇・九％

を

一　ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ	九・一％

に改める。

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の十一第一項第九号中「物品」の下に「（意匠権又は商標権のみを侵害する物品にあつては、次号に掲げる貨物に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

九の二　意匠権又は商標権を侵害する物品（外国から日本国内にある者（意匠権を侵害する物品にあつては当該物品を業として輸入する者を除くものとし、商標権を侵害する物品にあつては業としてその物品を生産し、証明し、又は譲渡する者を除く。）に宛てて発送した貨物のうち、